

令和7年度 地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業
業務委託仕様書

【目的】

本業務は、西海市が有する地域資源を活用し、AIなどのデジタル技術によるソフトウェア開発などの多様な事業展開、スタートアップ支援を推進し、新たな産業の創出と若者の域外流出を防ぎ、持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

【要件・規格】

(1) 事業内容

当該事業については、以下の①～②により構成し実施するものとする。

①起業家発掘・啓発セミナーの開催

ア. セミナーの内容

- 1) イベント広報活動を通じて市内外から起業家・起業志望者を呼び込むこと。
- 2) AI技術を活用した事業開発、再エネ利活用ビジネス、デザイン思考等を組み合わせた体系的カリキュラムを構成すること。
- 3) 各回は講義と演習を組み合わせ、受講者が自らの事業アイデアを具体化できる構成とすること。

イ. 開催回数	1) イベント（オンライン併用）	1回以上
	2) 伴奏型セミナー（オンライン併用）	4回以上
	3) 伴奏型勉強会（補講）	4回以上
	4) マッチング機会の提供	1回以上

ウ. 開催場所 西海市内

エ. 参加人数 1) 20事業者以上（イベント参加人数）
2) 5事業者以上（各セミナー参加者数）
2) 1社以上

オ. 対象者 1) 新たな働き方に興味がある者で、西海市在住者もしくは
西海市において事業を行うまたは将来的に行う意思のある者
2) 西海市内に事業所及び企業または将来的に行う意思のある事業者

カ. 業務内容

(A) 実施における基本費用

	項目	数量	単位
1	イベントおよびセミナーの設計	1	式
2	運営資料の作成	1	式
3	本セミナーに関するチラシ制作、印刷	1	式
4	ウェブ広告活動（LP作成含む）	1	式

(B) セミナー及び勉強会（補講）

- 1) 技術習得のため十分な時間を確保すること。
- 2) 必要に応じて、セミナー終了後に勉強会（補講）を行うこと。

※数量については、セミナー及び勉強会（補講）の開催数に応じて変更すること。

	項目	数量	単位
1	各種セミナー運営	4	回
2	講師登壇費用	1	式
3	勉強会（補講）開講費用	4	回

②起業家に対する伴走支援の実施

ア. 伴走支援の内容

- 1) 市内企業や地域課題の実態把握及び整理に向けた調査やヒアリングを実施すること。
- 2) 起業家が創業に向けて必要とする事業計画書・収支シミュレーション・資金調達計画等の作成を、専門メンターが個別面談（オンライン併用）を現地で伴奏しながら支援すること。
- 3) AI などのシステム、ソフトウェア等の開発に関して、AI 資格保有者などが技術的な支援をおこなうこと。
- 4) 西海市商工会や金融機関等の創業支援機関と現地で緊密に連携し、補助金・専門家派遣・融資等の支援制度の活用について紹介・調整すること。
- 5) 起業家が開発した AI などのシステム、ソフトウェア等について市内企業に向けて商談機会を提供し、販路についてサポートすること。
- 6) 起業家が取り残されないようなフォロー体制を構築すること。
- 7) 技術実証が必要な場合は、市有施設・民間事業所等のフィールド提供を調整し、実証許可・保険・安全管理手続きをサポートすること。
- 8) 西海市内外に対して本事業の有効な PR 活動を行うこと。

- イ. 開催回数
- | | |
|---------------|-------|
| 1) 地域課題の調査 | 1 回以上 |
| 2) 市内企業のニーズ調査 | 1 回以上 |
| 3) 個別面談 | 1 回以上 |

ウ. 開催場所 西海市内

エ. 業務内容

(A) 実施における基本費用

	項目	数量	単位
1	自治体・企業・市民へのヒアリング	1	式
2	事業伴奏	1	式
3	技術サポート・開発サポート	1	式

4	普及・PR 活動	1	式
5	工程管理・報告・打ち合わせ	1	式

（２）達成目標

西海市内でソフトウェアの開発から販売する企業を１社以上支援し、創業させること。
ただし、この支援により市内において２名以上の雇用及び２本以上のソフトウェア開発を図ること。

【委託期間】

契約締結日から令和８年３月３１日（金）まで

【成果品】

納入成果品は下記のとおりとし、納入先は西海市さいかい力創造部新産業推進課とする。

（〒857-2392 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸桜浦郷２２２番地 西海市役所２階）

（１）事業実績報告書類 ２部

事業実績報告書（実施日時、場所、参加者、内容、効果等を明記するとともに、仕様に定める項目を実施したことがわかる内容であること）及び記録写真

（２）（１）のデータを記録した電子メディア ２部

電子データ（MSワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイル）を記録したCD-R

※業務完了後は、速やかに事業実績報告書及び電子メディアを納入すること。

※報告書は日本工業規格A4判で簡易製本するものとし、図面・グラフ・写真等は適宜カラー印刷とする。

【業務上の留意事項】

（１）打合せ

本市担当者及び関係各団体と適宜打合せを行い、必要に応じて状況を報告するものとする。

（２）業務体制

企画にあたり専属の担当を置くとともに、当該業務従事者を確保すること。また、必要な知識と技能を有すること。

（３）費用負担

本業務の遂行に必要な物品調達、現地への移動、会場使用料及び宿泊等の諸費は、委託料に含まれるものとする。

（４）秘密の保持

受託者は、本業務により得られた情報等は、本市に許可なく第三者に公表してはならない。本業務終了後も同様とする。

(5) 諸手続き

受託者は素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、受託者において全ての手続きを行い、使用にかかる費用も全て負担すること

(6) 著作権

受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うこと。

また、受託者は委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利を、成果物の納入後、直ちに本市に無償で譲渡すること。

本市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこと。

【その他】

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。